



SMTB年金ニュース



(平成24年9月27日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【厚生年金基金】

厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正について (パブリックコメント手続きの結果公示／改正省令の公布・改正通知の発出)

9月26日、厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正に係るパブリックコメント手続き(7/13開始、8/20締切)の結果が公示されるとともに、改正省令の公布および改正通知の発出も実施されました。

I. パブリックコメント手続きの結果公示

当該結果の公示において、当初の改正案を見直す方針が示されているもの、および、改正事項への具体的対応に関する見解が示されているものとして主だったものを下記のとおりご案内いたします。

<当初の改正案を見直す方針が示されているもの>

該当No.	提出された意見	結果(厚労省の回答) ※弊社の補足です。
【オルタナティブ投資を行う場合の留意事項関係】		
11	施行日が公布日とされているが、運用の基本方針に規定する内容の検討や基本方針の変更手続きなどに一定の準備期間が必要であるため、施行日を政策的資産構成割合や集中投資に関する改正と同じ施行日(平成25年4月1日)とすべきである。	ご意見を踏まえ、 <u>施行日については平成25年4月1日といたします。</u>
18	金融商品取引法上、投資一任契約のスキームでは、基金が契約を締結する前に外国籍私募投信等の名前を特定してファンド監査の有無等を確認することはできないはずである。「運用商品の内容等についての説明を求め、その内容を確認しなければならない」とあるが、これは金商法に抵触しない範囲での確認を求めているとの理解でよいか。	厚生年金保険法及び厚生年金基金令において、基金が締結する投資一任契約は、投資判断の全部を一任する内容とするものとされているため、外国籍私募投信等のファンドの名前を特定して指図を行うことは出来ません(投資一任契約を結ぶ運用受託機関が自社又は自社グループで組成している場合を除く)。監査の有無の確認等について、 <u>ファンドの名前を特定して行うという趣旨でないことをより明確にするため、原案の文言について修正を行います。</u> ※通知上、当初案の「運用商品」が「運用戦略」に変更されております。
19	「資産管理機関と事務処理機関の役員の兼職等の人的関係や資本関係」とあるが、ここで言う関係とは、それぞれの機関と「運用受託機関」との関係という理解でよいか。	貴見のとおりです。なお、その趣旨をより明確にする観点から、 <u>原案の文言について修正を行います。</u>

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581

<当初の改正案を見直す方針が示されているもの> 続き

該当No.	提出された意見	結果(厚労省の回答)
【資産運用委員会関係】		
33	「金融又は経済に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者」とあるが、厚生年金基金規則第42条第3項において、政策的資産構成割合の策定時に意見聴取しなければならないとされている「 <u>専門的知識及び経験を有する者</u> 」との違いは何か。同じであれば用語を統一すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「 <u>専門的知識及び経験を有する者</u> 」に統一します。

<改正事項への具体的対応に関する見解が示されているもの>

該当No.	提出された意見	結果(厚労省の回答)
【集中投資等関係】		
9	コスト抑制の観点から、パッシブ運用商品に集中して運用することは、「合理的理由」に該当するものと考えてよいか。	貴見のとおりです。
【オルタナティブ投資を行う場合の留意事項等関係】		
10	オルタナティブ投資については、伝統的資産以外への投資又は伝統的投資手法以外の手法を用いる投資とされているが、伝統的資産に係る市場リスクのヘッジ目的や現物資産の代替目的でデリバティブを用いる場合は、オルタナティブ投資に含まれないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
14	施行日において既に採用している運用受託機関や運用商品については適用されないのか。	留意事項に掲げている内容については、採用している運用受託機関の評価や見直しの際に留意いただくことが適当であると考えています。
15	オルタナティブ投資を行う目的、政策的資産構成割合における位置づけとその役割、固有のリスクに関する留意事項を記載する際には、各基金の実態に即し、投資対象として想定される運用商品や運用戦略の広がり等も勘案した上で、各基金の判断に基づき記載できるものと考えてよいか。また、その際、個々の商品に関わる詳細な部分については、別途規程を設けるという形をとっても差し支えないか。	貴見のとおりで差し支えありません。
17	「一般に適正と認められる格付機関等の取得状況」は任意に留意すべき事項であって、その取得自体は必須ではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
【運用コンサルタント等関係】		
24	例えば、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定に関するコンサルタントや、事務管理体制・情報システムに関するコンサルタントのように、投資助言・代理業務を行わない者については、金融商品取引法第29条の規定による登録の確認が必要な「運用コンサルタント等」には該当しないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
【理事等の禁止行為関係】		
31	役職員の中には母体企業の社長等と兼務している非常勤の理事もいるが、他に所属する企業において倫理規程等がある場合には、基金の倫理規程の適用について、常勤役職員と異なる取り扱いとしてもよいか。	貴見のとおりで差し支えありません。

II. 公布された省令、発出された通知等

Iの結果公示も踏まえ、最終的に以下の改正省令・改正通知が公布・発出されました。

- ① 厚生年金基金規則の一部を改正する省令 【参考】 新旧
- ② 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正について
(平成 24 年 9 月 26 日年発第 0926 第 4 号)
- ③ 「厚生年金基金の年金給付等積立金の運用に係る基本方針について」の一部改正について
(平成 24 年 9 月 26 日年発 0926 第 7 号)
- ④ 「厚生年金基金の運用受託機関に対し揭示すべき年金給付等積立金の運用指針について」の一部改正について
(平成 24 年 9 月 26 日年発 0926 第 8 号)
- ⑤ 「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」の一部改正について
資産運用業務報告書様式 (平成 24 年 9 月 26 日年企発第 3 号)

改正省令・改正通知等の概要は、結果公示を踏まえた修正等があるものの、概ね当初の改正案のとおりとなっております(7/13 付 SMTB 年金ニュースをご参照)。なお、結果公示では言及されておりませんが、上記②の通知に関して以下の点が当初の改正案から変更になっております(専門的知識等を有する者を資産運用委員会の構成員にすることが義務付けられる内容になっております。また、資産運用委員会の議事に関する加入員等への周知義務付けが削除されております。)

【六 資産運用委員会】		
改正前	当初の改正案	発出された通知
<p>(構成)</p> <p>○ 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。</p> <p>(位置付け等)</p> <p>○ 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。</p>	<p>(構成)</p> <p>○ 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員、金融又は経済に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。</p> <p>(位置付け等)</p> <p>○ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、理事は、当該議事の概要について直近の代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならない。</p> <p>○ 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。</p>	<p>(構成)</p> <p>○ 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者及び専門的知識及び経験を有する者であって理事長が選任するもので構成されなければならない。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。</p> <p>(位置付け等)</p> <p>○ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、理事は、当該議事の概要について直近の代議員会に報告しなければならない。</p> <p>○ 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。</p>

以上